

「東三河地域農商工連携商品販売支援事業」業務委託先募集要項

1 事業の目的

東三河地域は、農商工バランスのとれた産業構造となっており、農業産出額や製造品出荷額は全国的にも有数の規模を誇っている一方、地域間競争が激化する中において、新たな価値創造を通じた地域産業の革新展開が求められています。

そのような中、東三河県庁では「東三河振興ビジョン2030」が掲げる重点的に取り組むべき施策「地域産業の革新展開」の着実な遂行のため、農商工連携の取組を進めている中で、付加価値を高める食のブランド化を推進しています。これまでも様々な農商工連携の取組がなされ、地域の特産品を活用した商品・メニューが数多く存在しており、その商品は、地域の道の駅や飲食店等で取り扱われており、地産地消の取組が盛んに行われています。

しかし、その取組みについては地域内での活動がほとんどであり、地域外の人に対して十分に魅力発信ができていない課題があります。

このような背景を踏まえ、本事業では、東三河地域外で東三河地域の特徴を活かした「食」を通じたブース出店を東三河地域飲食店事業者、企業と実施することで、地域外の人に対して農商工連携商品を通じた認知度向上及び体験により、効果的な魅力発信が期待できます。

農商工連携の取組を拡大していくために、「東三河地域農商工連携商品販売支援事業」を業務委託により実施することとし、委託候補者を選定するため、以下の条件で公募により企画提案を募集します。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

東三河地域農商工連携商品販売支援事業

(2) 業務の仕様

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

(4) 委託契約額の上限

4,188,096円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託の方法

事業実施に当たって企画提案を公募により広く募り、最も優れた応募者を1者選定します。業務仕様書及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結します。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

4 応募資格

応募の資格者は、法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 愛知県内に事業所を有していること。
- (2) 愛知県の最新の入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」に登録しており、指名停止の処分を受けていないこと（最新の入札参加資格審査申請中の場合は、契約日までに登録されている必要があります）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、説明会を開催します。説明会への参加は応募の必須条件ではありませんが、応募する予定の方はできるだけご参加ください。

なお、欠席により不利益を受けた場合であっても、愛知県はその責任を負いません。

(1) 開催日時

令和8年6月9日（火） 午後1時30分から午後2時15分まで

(2) 開催方法

オンライン（Microsoft Teams）

(3) 参加申込

説明会への参加を希望する方は、①会社名、②参加者氏名、③連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記の上、令和8年6月8日（月）正午までに以下のメールアドレス宛てに申込みを行ってください。

申込みのあったメールアドレス宛てに、令和8年6月8日（月）午後5時までに会議参加URLを送付します。

申込アドレス higashimikawa@pref.aichi.lg.jp

※メールのタイトルは「東三河地域農商工連携商品販売支援事業 公募説明会 参加申込」としてください。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①「東三河地域農商工連携商品販売支援事業」業務委託 企画提案書（表紙）
- ②企画提案書（様式1）
- ③事業実施体制書（様式自由）
- ④総括責任者の経歴書（様式自由）

- ⑤過去の業務実績書（様式2）
- ⑥事業費積算書（様式3）
- ⑦社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）
- ⑧応募者の概要が分かる資料（様式自由）
- ⑨誓約書（様式5）
- ⑩企画提案書の不開示願（必要な場合のみ）（様式6）

(2) 提出部数

上記①から⑧は各9部（正本1部、副本8部）、上記⑨から⑩は各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送とします（ただし、郵送の場合は、配達証明したものに限ります）。

(4) 提出期限

令和8年6月19日（金） 午後4時（必着）

(5) 提出先

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課（担当 伊藤）
（440-8515 豊橋市八町通五丁目4）

(6) 提出のあった企画提案書の取り扱いについて

- ・ 不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。
- ・ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募に関する問い合わせ

令和8年6月11日（木）午後5時までの間で質問を受け付けます。質問事項は以下のアドレスまで電子メールにより照会するものとし、口頭（電話を含む）による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、令和8年6月15日（月）午後5時までに県のホームページで公開します。

【問合せ先】

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課 担当 伊藤

メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「東三河地域農商工連携商品販売支援事業に関する質問」としてご下さい。

(8) 留意事項

- ・ 企画提案は1者1提案までとします。また、受付後の追記、修正は認めません。
- ・ 提出書類は、すべてA4判縦置き横書き・片面使用、文字サイズは11ポイント以上としてください。ただし、図表その他の関係で前記によれない場合はこの限りではありません。
- ・ 企画提案書（様式1）のうち、「2 事業の内容」は、10枚以内で記載してください。また、必要な提案内容が記載されていれば、独自の様式で記載していただいても構いません。

7 契約候補者の選定

(1) 選定方法

提出された書類について形式審査を行った上で、県が設置する選定委員会におけるプレゼンテーションにて選定します。

ただし、提案者が3者を超えている場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行います。（選定委員会と同様の基準にて審査）

(2) 選定委員会

選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション審査を行います。

- ・日時：令和8年6月29日（月）午後
- ・場所：愛知県東三河総合庁舎 1階 101会議室（豊橋市八町通5丁目4）
- ・備考：提案書ごとの開始時間等は、書面審査の結果と合わせて別途連絡。

プレゼンテーション時間は、1者につき15分を想定。

パソコン、プロジェクター等の電子機器は使用不可。

プレゼンテーション終了後に10分程度の質疑応答を予定

(3) 審査基準

審査項目		評価の視点
(1) 業務全体に対する考え方について		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施趣旨を理解しているか ・全体スケジュール及び個別の事業計画が適切であるか。 ・本事業の実施体制及び実施方針は十分かつ適切か。
(2) 事業内容	道の駅あらいへの販売スペースの設置について	<ul style="list-style-type: none"> ・販売スペース設置の時期や期間、場所は適切か。 ・出店内容は東三河地域事業者及び関係団体と連携したものであるか。 ・今後、道の駅あらいとの連携が発展するような内容か。 ・農商工連携の取組について十分に魅力発信できる内容か。 ・道の駅あらいで開催されるイベントへの出店について、農商工連携の取組を効果的にPRできる内容か。
	ふるさと全国県人会まつりへの出店について	<ul style="list-style-type: none"> ・出店内容は東三河地域事業者及び関係団体と連携したものであるか。 ・農商工連携の取組について十分に魅力発信できる内容か。
	広告宣伝について	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等の広告についてその手法、期間は適切か。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、本事業の取組が発展するような内容となっているか。
(3) 予定金額		<ul style="list-style-type: none"> ・予定金額が事業内容と比較して適正か。
(4) 社会的価値の実現		<ul style="list-style-type: none"> ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

(4) 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に対して郵送で通知します。

(5) その他

- ・ 選定委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じません。また、提出された企画提案書はお返ししません。
- ・ 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととします。

8 契約保証金の納付義務

契約保証金については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の百分の十の金額とします。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

9 辞退

書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。（様式任意）

10 進捗状況の確認について

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行ってください。

11 スケジュール（予定）

令和8年6月3日（水）	企画提案書募集開始
令和8年6月9日（火）	事前説明会
令和8年6月19日（金）	企画提案書提出期限
令和8年6月29日（月）	選定委員会による審査
令和8年7月上旬	委託先の決定、契約締結
令和9年3月19日（金）	契約満了

12 注意事項

- (1) 応募者及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とします。
- (2) 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とします。
- (3) 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（統括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めません。
- (4) この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定めます。